

福岡市立島しょ診療所
《能古診療所》

指定管理者募集要項

令和元年 7 月

福岡市

事務局：保健福祉局健康医療部地域医療課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

電話 (092) 711-4892 F A X (092) 733-5535

福岡市立島しょ診療所 能古診療所募集要項 目 次

| | |
|---|-------|
| 第 1 章 募集の趣旨 | |
| 1 指定管理者制度の趣旨 ----- | 1 |
| 2 能古診療所の役割 ----- | 1 |
| 3 施設の概要 ----- | 1 |
| 第 2 章 募集の概要 | |
| 1 指定管理者の募集 ----- | 2 |
| 2 指定期間 ----- | 2 |
| 3 募集及び選定の方式 ----- | 2 |
| 4 主催者及び事務局 ----- | 2 |
| 5 選定委員会の設置 ----- | 2 |
| 6 選定結果の通知及び公表 ----- | 2 |
| 7 選定した指定管理者の候補者との協議 ----- | 2 |
| 8 協定の締結 ----- | 2 |
| 9 指定管理者の募集及び選定スケジュール ----- | 3 |
| 第 3 章 応募資格等 | |
| 1 応募資格 ----- | 3～4 |
| 2 留意事項 ----- | 4 |
| 第 4 章 応募の手続き | |
| 1 指定管理者の応募手続き ----- | 5～6 |
| 2 応募書類 ----- | 6 |
| 第 5 章 審査 | |
| 1 審査方法 ----- | 6～7 |
| 2 評価基準 ----- | 7 |
| 3 選定委員会委員 ----- | 8 |
| 第 6 章 管理の基準 | |
| 1 管理運営に関する基本的事項 ----- | 8 |
| 2 指定管理者が行う管理運営業務の範囲 ----- | 8～9 |
| 3 診療日、診療時間、診療体制及び使用料等 ----- | 9～10 |
| 4 自主事業 ----- | 10 |
| 5 指定管理者と福岡市のリスク分担 ----- | 10 |
| 第 7 章 経理に関する事項 | |
| 1 能古診療所の管理運営に関し、福岡市が負担する委託料の金額の上限 ----- | 10 |
| 2 福岡市が支払う委託料に含まれるもの ----- | 11 |
| 3 委託料の支払等 ----- | 11 |
| 4 経理の明確化 ----- | 11 |
| 5 その他 ----- | 11 |
| 第 8 章 協定 | |
| 1 基本的な考え方 ----- | 11 |
| 2 基本協定 ----- | 11～12 |
| 3 実施協定 ----- | 13 |
| 第 9 章 モニタリング（評価） | |
| 1 モニタリング（評価） ----- | 13～14 |
| 第 10 章 その他 | |
| 1 関係法令の遵守 ----- | 14 |
| 2 引継業務 ----- | 14 |
| 3 監査 ----- | 15 |
| 4 その他 ----- | 15～16 |
| 能古診療所応募書類一覧表 ----- | 17～18 |
| リスク分担一覧表 ----- | 19～21 |

第1章 募集の趣旨

1 指定管理者制度の趣旨

公の施設の管理は、従来、地方公共団体が2分の1以上出資している法人や公共団体などに限って委託することができましたが（管理委託制度）、平成15年に地方自治法が改正され（平成15年6月13日公布、同年9月2日施行）、民間事業者などの法人や団体についても議会の議決を経て管理者に指定し、管理させることが可能となりました（指定管理者制度）。

福岡市立能古診療所の指定管理者の指定にあたっては島しょ診療に理解がある法人等を広く公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 能古診療所の役割

能古診療所は、能古島住民にその健康保持に必要な医療を提供するため、内科・小児科及び歯科診療所を併設した施設です。

3 施設の概要

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 福岡市立能古診療所 |
| 所在地 | 福岡市西区能古 725-2 |
| 開設日 | 平成11年4月1日 |
| 建物の概要 | 構造 鉄筋コンクリート造1階建 |
| | 敷地面積 559.38 m ² |
| | 延床面積 254.09 m ² |
| | 施設内容 1階 医科、歯科診療所 |
| 診療科目 | 内科・小児科・歯科 |
| 診療日時 | 内科・小児科：月曜日～土曜日 午前9時～午後5時まで（土曜日は午後1時まで） |
| | 歯科：月曜日、水曜日、金曜日 午前9時～午後5時まで |
| 沿革 | 昭和8年4月 早良郡能古村立診療所として開設 |
| | 昭和16年10月 本市との合併により移管 |
| | 昭和43年3月 現在地に移転改築 診療業務は医師に個人委託 |
| | 平成11年4月 改築整備、歯科診療所併設 済生会福岡総合病院に管理運営を委託 |
| | 平成18年4月 指定管理者制度導入（済生会福岡総合病院） |
| | 平成24年4月 指定管理者（一般社団法人福岡市医師会） |
| 年間延受診者数 | 4,904人（医科：3,753人 歯科：1,151人） |

※年間受診者数は平成30年度実績

第2章 募集の概要

1 指定管理者の募集

福岡市立能古診療所の指定管理者の募集

2 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

3 募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

4 主催者及び事務局

主催者：福岡市長 高島 宗一郎

事務局：福岡市保健福祉局健康医療部地域医療課医療支援係

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

電話 (092) 711-4892 FAX (092) 733-5535

e-mail : chiikiiryu.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

5 選定委員会の設置、指定管理者の候補者の選定

「福岡市保健医療施設指定管理者選定・評価委員会設置要綱」に基づき、「福岡市保健医療施設指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）において、募集要項や選定基準の検討を行うとともに、応募書類の審査、プレゼンテーションとヒアリングを実施し、福岡市長に意見を述べます。福岡市長は選定委員会の意見を参考にして、指定管理者の候補者の選定を行います。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した申請団体（以下「申請団体」といいます。）に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。

7 選定した指定管理者の候補者との協議

選定した指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。

候補者との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の候補者と順次協議を行います。

8 協定の締結

指定管理者の候補者は、市議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定の日から、先に締結した仮協定が福岡市との正式な協定となります。

9 指定管理者の募集及び選定スケジュール

| 内 容 | 時 期 |
|-------------------------|----------------|
| ① 募集の周知 | 令和元年7月16日～9月2日 |
| ② 募集要項の配布（土曜、日曜は除く。） | 7月16日～9月2日 |
| ③ 施設見学会の開催 | 8月2日 |
| ④ 募集要項に関する質問の受付 | 8月26日～9月2日 |
| ⑤ 募集要項に関する質問の回答 | 9月2日～9月6日 |
| ⑥ 応募書類の受付（土曜、日曜、祝日は除く。） | 9月9日～9月13日 |
| ⑦ ヒアリング、選定審査の実施 | 9月下旬～10月中旬予定 |
| ⑧ 選定結果の通知、審査の経過及び結果の公表 | 10月中旬予定 |
| ⑨ 指定管理者の候補者との仮協定の締結 | 11月予定 |
| ⑩ 指定管理者の指定（議会） | 12月予定 |
| ⑪ 指定管理者との基本協定締結 | 12月予定 |
| ⑫ 指定管理者との実施協定締結 | 令和2年4月1日 |

第3章 応募資格等

1 応募資格

- ① 法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）であること。
 - ・ 個人での応募はできません。
 - ・ 団体については、法人格は必ずしも必要ではありませんが、団体として継続的に活動することが求められます。具体的には、成文化された規約や構成員の名簿、団体の収入や財産、会計帳簿などにより、判断することとなります。
 - ※ 共同事業体として応募する場合、共同事業体内の構成法人の中から主たる法人を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。
 - ※ 当該共同事業体内の構成法人は、他の共同事業体の構成法人となることはできません。また、単独で応募することもできません。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しない者であること。
- ③ 法人等又はその代表者が、次に掲げるものを滞納していないこと。
 - (ア) 所得税
 - (イ) 法人税
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - (エ) 福岡市市税（福岡市の区域内に住所又は事業所がある場合）
 - (オ) 福岡市以外の市町村税（福岡市の区域外に住所又は事業所がある場合）
- ④ 5年以内に指定の取消しを受けていないこと。（当該施設以外の施設を含む。）
- ⑤ 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営していること。
 - (ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

- (エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- ⑥ 共同事業体の場合は、構成するすべての団体が前記①から⑤までを満たしていること。

2 留意事項

① 接触の禁止

応募者が、選定委員会の委員、募集事務に係る福岡市職員に対して、不正な働きかけを行った場合は、当該応募者は指定管理候補者となる資格を失うものとします。

② 重複応募の禁止

応募1法人等につき、応募は1件とします。能古診療所に対して複数の応募はできません。

③ 応募内容変更の禁止

応募書類の内容を変更することはできません。

④ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

⑥ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、申請法人等の負担とします。

⑦ 応募書類の取扱い・著作権

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

申請法人等が提出する書類の著作権は、それぞれの法人等に帰属します。

なお、能古診療所の指定管理者の選定後、事業計画書の内容を公表する場合その他市長が必要と認めるときには、福岡市は応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

⑧ 追加書類の提出

福岡市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。また、その取扱い等については、応募書類に準じます。

⑨ 資料の目的外使用の禁止

福岡市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この目的の範囲内であっても、福岡市の了承を得ることなく第三者に対し、これを使用させたり又は内容を提示することを禁じます。

第4章 応募の手続き

1 指定管理者の応募手続き

(1) 募集要項の配布

- ・配布場所 福岡市保健福祉局地域医療課（福岡市役所 12 階） 担当：井寺
- ・配布期間 令和元年7月16日（火）～9月2日（月）
※平日午前9時～午後5時（正午から午後1時までを除く。）
※来所の際は、事前にご連絡ください（TEL：092-711-4892）

(2) 応募書類の受付

- ・受付期間 令和元年9月9日（月）～9月13日（金）
※平日午前9時～午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）
- ・受付方法 事務局担当へ持参のうえ提出してください。

(3) 施設見学会の開催

施設見学会を次のとおり開催します。応募を予定される法人等で施設見学を希望される場合は、施設見学会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、郵送、FAX又は電子メールで7月26日（金）の午後5時までに申し込みください。（必着）

- ・開催日時 令和元年8月2日（金） 午前9時30分～正午
- ・開催場所 能古診療所
- ・参加人数 1法人等2名以内
- ・申込先 福岡市保健福祉局健康医療部地域医療課医療支援係
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
電話（092）711-4892 FAX（092）733-5535
e-mail：chiikiiryō.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

※期日までに見学会の参加申込みがない場合は、見学会を中止します。

(4) 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間 令和元年8月26日（月）～9月2日（月）
※平日午前9時～午後5時まで
- ・受付方法 質問書（様式2）に記入の上、郵送、FAX又は電子メールで提出してください。

(5) 募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、質問書を提出した法人等へ郵送、FAX又は電子メールにて行います。

- ・回答期間 令和元年9月2日（月）～9月6日（金）
なお、多数質問があった場合には、随時FAXにて回答を送付します。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会において、申請法人等のプレゼンテーション及びヒアリングを9月下旬～10月中旬に実施します。

日時、場所など詳細については、別途通知します。

(7) 選定結果の通知、審査の経過及び結果の公表

選定結果は、申請団体へ郵送にて通知します。なお、グループで応募された場合は、グループの代表構成団体に通知します。

また、福岡市のホームページに審査の経過及び結果を掲載します。(10月中旬予定)

(8) 指定管理者の候補者との仮協定の締結

指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。(11月予定)

(9) 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。(12月予定)

(10) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定により、仮協定は正式な協定となります。(12月予定)

2 応募書類

応募時に次の書類を提出してください。

なお、応募書類の詳細は、「能古診療所応募書類一覧表」(P17・P18)を参照ください。

募集要項及び応募書類の様式は下記ホームページから入手できます。

(1) 指定管理者指定申請書(以下「申請書」といいます。)

(福岡市立島しょ診療所条例施行規則様式第2号) (1部)

グループで応募する場合は、代表構成団体及び構成団体が指定管理者指定申請書を提出するとともに、共同事業体協定書(様式3)及び共同事業体連絡先一覧表(様式4)を提出してください。

(2) 申請法人等に関する書類(1部)

ア 法人等の概要

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及び収支計算書

エ 印鑑証明書

オ 役員名簿

カ 市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

キ 法人にあつては、

(ア) 法人税、消費税、地方消費税に滞納がないことの証明書

(イ) 登記事項証明書

(ウ) 財務諸表(財産目録、貸借対照表、損益計算書)

ク 法人以外の団体にあつては、

(ア) 所得税、消費税、地方消費税に滞納がないことの証明書

第5章 審査

1 審査方法

指定管理者の選定にあつては、「福岡市保健医療施設指定管理者選定・評価委員会設置要綱」に基づき「福岡市保健医療施設指定管理者選定委員会」を設置し、同委員会による審査を行います。

(1) 応募書類の確認

申請法人等からの応募書類については、事務局で確認をします。

(2) 審査方法

応募書類を基に、選定委員会において評価の審査を行います。また、必要に応じて、選

定委員会によるヒアリングや実地調査を実施します。(詳細については別途通知します。)

(3) 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、全申請法人等に郵送で通知するとともに、福岡市のホームページに掲載し公表します。

(4) 選定された指定管理者の候補者との協議

本市は、選定された指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。

候補者との協議が成立しない場合は、次点の候補者と協議を行います。

(5) 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。(12月予定)

(6) 協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定の日から、先に締結した仮協定が本市との正式な協定となります。

2 評価基準

保健医療施設 (配点：100点)

| | 審査基準 | 配点 | 審査の主な観点 |
|---|--|-----|---|
| A | 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること | 15点 | <ul style="list-style-type: none">・ 島しょ診療所の設置目的を理解している。・ 地域住民への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。 |
| B | 診療所の効用を十分発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られていること | 35点 | <ul style="list-style-type: none">・ 患者サービスの向上策を考えている。・ 地域住民のニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。・ 収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。 |
| C | 診療所の管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること | 40点 | <ul style="list-style-type: none">・ 経済的な安定性、信頼性がみられる。・ 管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。・ 施設の維持管理の対応を考えている。・ 事故や災害時の対応を考えている。・ 個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。 |
| D | その他 | 10点 | <ul style="list-style-type: none">・ 他の施設や地域住民との連携への取り組み姿勢がみられる。・ 福岡市若しくは福岡都市圏に事業所がある。・ 地場中小企業や福岡市関係団体への配慮がみられる。 |

上記配点の合計100点満点中、60点を指定管理者の候補者とするための最低基準とします。

3 選定委員会委員（五十音順）

| 委員名 | 所属等 |
|--------|---------------------------------------|
| 神坂 登世子 | 福岡国際医療福祉学院 副学院長 九州地区生涯教育センター 顧問 |
| 中原 一徳 | 公認会計士中原一徳事務所 |
| 橋本 幹生 | 福岡市衛生連合会会長 |
| 原 寿郎 | 地方独立行政法人 福岡市立病院機構 理事長 福岡市立こども病院 院長 |
| 森田 茂樹 | 独立行政法人国立病院機構九州医療センター 院長 |

委員と利害関係のある法人等が応募者となった場合は、当該委員を選定委員会から除きます。

第6章 管理の基準

1 管理運営に関する基本的事項

能古診療所の管理運営は、次に掲げる項目に沿って行うこととします。

- ① 医療法、福岡市立島しょ診療所条例及び関係法令等の規定に基づき管理運営を行うこと。
- ② 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- ③ 地域住民の意見を管理運営に反映させるなどサービス向上に努めること。
- ④ 個人情報の保護を徹底すること。
- ⑤ 地域住民からの苦情に対しては誠実に対応すること。
- ⑥ 効率的な運営を行い、管理運営費の削減に努めること。
- ⑦ 福岡市並びに地域住民、近隣施設及び関係機関等との連携に努めること。
- ⑧ ごみの減量、省エネルギー、CO2削減など環境に配慮した運営を行うこと。

2 指定管理者が行う管理運営業務の範囲

詳細は別添「福岡市立能古診療所管理運営業務仕様書」に掲載しています。

- ① 能古診療所における診療に関する業務
- ② 診療に係る使用料の徴収及び請求に関する業務
 - ア 診療報酬
 - イ その他の使用料（労働災害補償保険法による療養、自動車損害賠償保障法の規定による保険金の支払の対象となる療養、地方公務員災害補償法の規定による保険金の支払の対象となる療養、健康診断料及び予防接種等）
- ③ 診断書及びこれに類する文書等の交付に係る手数料の徴収に関する業務
 - ア 診断書
 - イ 証明書
- ④ 能古診療所の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
 - ア 保守管理業務
 - イ 環境維持管理業務
 - ウ 光熱水費の支払等に関する業務
- ⑤ その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成（利用者数，使用料・手数料の調定額，収納額及び未収額等）
- ウ 福岡市への随時報告
- エ 自己評価の実施
- オ 指定後の事前引継業務と指定期間終了後の引継業務
- カ クレーム対応業務
- キ 緊急時対策，防犯，防災等のマニュアルの作成と職員への指導
- ク 個人情報保護体制の確立
- ケ 文書の保存
- コ 経理関係の帳簿の作成
- サ 福岡市への協力
- シ その他日常業務の調整

⑥ 再委託の禁止

業務の全部を第三者に委託し請け負わせることはできません。ただし，市長が承認したときはこの限りではありません。

管理運営上，第三者に委託を行う業務については，応募書類にその旨を記載するとともに，収支予算書に必要な委託料金額を計上してください。

3 診療日，診療時間，診療体制及び使用料等

診療日，診療時間，診療体制及び使用料は，令和元年度までの内容を基準とします。診療日，診療時間については，島民の利便性向上につながる場合は，市の承認を得て変更することができますので，必要に応じてご提案ください。

(1) 診療日

内科・小児科 月曜日から土曜日まで

歯科 月曜日，水曜日及び金曜日

※ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日，1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から 31 日までは，診療を行いません。

(2) 診療時間

午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日は午後 1 時まで）

(3) 診療体制

ア 医科 医師 1 名，看護師 2 名を常勤により配置すること。

イ 歯科 歯科医師 1 名，歯科衛生士等 2 名を非常勤により配置すること。

(4) 使用料等

ア 使用料

平成 20 年厚生労働省告示第 59 号（診療報酬の算定方法）の別表第 1 医科診療報酬点数表及び別表第 2 歯科診療報酬点数表を用い，同告示第 2 号及び第 4 号の規定によって算定した額とします。ただし，これにより難しい場合の使用料の額は，福岡市立島しょ診療所条例施行規則で定めています。

イ 診断書及びこれに類する文書等に係る手数料

福岡市立島しょ診療所条例施行規則で定めています。

ウ 使用料等の徴収及び請求時期

本人負担分はその都度，徴収する。

診療報酬については、診療翌月の10日までに審査機関へ請求する。

その他の使用料については、適切な時期に請求する。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例103号）第2条第2号に規定する個人情報及び同条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために、必要な措置を講じなければなりません。

指定の期間を経過した後もまた同様とします。

4 自主事業

管理運営業務の他にも、基本協定書締結後に、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができますので、積極的に検討してください。費用は、指定管理者が負担しますが、利用者から一定の料金を徴収することも可能です。

なお、管理運営業務と自主事業は以下のように収支報告の仕方等に相違点がありますので、ご注意ください。

| | 管理運営業務 (市企画事業, 指定管理者企画事業) | 自主事業 |
|------------------|---|---|
| 収支報告 | 管理運営業務として | 自主事業として |
| 指定取消 | 対象 | 対象外 |
| 責任 | 市 | 指定管理者 |
| リスク分担表 | 対象 | 対象外 |
| 市長会保険 | 対象 | 対象外 |
| 利用権限 | 施設の管理者として実施 | 施設の一利用者として実施 |
| 事業実施に伴う施設の使用許可申請 | ○施設使用許可の規定がある場所を使用 →利用許可申請は不要 ○施設使用許可の規定がない場所を使用 →目的外使用許可は不要 | ○施設使用許可の規定がある場所を使用 →指定管理者が施設の利用許可申請又は目的外使用許可申請 ○施設使用許可の規定がない場所を使用（目的外使用許可） →指定管理者が施設の目的外使用許可申請 |

5 指定管理者と福岡市のリスク分担

19 ページ～21 ページのとおりです。

第7章 経理に関する事項

1 能古診療所の管理運営に関し、福岡市が負担する委託料の金額の上限

令和2年度・・・66,661千円

※ 実際にお支払いする指定管理料は、年度ごとに協議を行い、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、市と指定管理者が実施協定書で定めます。

2 福岡市が支払う委託料に含まれるもの

- ① 人件費（医師，看護師，歯科衛生士等，代替要員）
- ② 施設管理経費（電話料，光熱水費，保守管理委託料，寝具洗濯料，小規模修繕費等）
- ③ 業務経費（旅費，研究研修費，保険予防費，通信費，機器等リース料，印刷消耗品費，備品購入費等）
- ④ 医薬経費（医薬材料費，医療関連委託料）
- ⑤ 診療報酬請求事務費
- ⑥ 消費税及び地方消費税

<修繕費の取り扱い>

・修繕については，本来，市が直接行うべきものですが，指定管理者が臨機応変に対応できるよう，指定管理料のうち，30万円を修繕費と定めています。

・なお，修繕を行う場合は，金額の多少に関わらず，原則，市との事前協議が必要です。

<備品購入費の取扱い>

・公の施設に必要な備品は，本来，市が直接購入すべきものですが，指定管理者が臨機応変に対応できるよう，指定管理料のうち，30万円を備品購入費と定めます。

・なお，指定管理料で購入した備品の帰属は，本市となります。

3 委託料の支払等

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに概算額を支払い，業務終了後に委託料の額を確定し精算します。

なお，支払い時期や額，精算方法は協定で定めます。

4 経理の明確化

収入及び支出は，法人等自体又は他の業務に係る口座とは別の口座で管理しその経理を他の業務と区別するとともに，収支に係る諸記録を整備してください。

5 その他

- ① 能古診療所にある福岡市所有の備品は，無償で貸与します。
- ② 経理の取扱いについては，経理規定等を作成し行ってください。

第8章 協定

1 基本的な考え方

選定委員会の審査により選定された指定管理者の候補者との協議を踏まえ，仮協定を締結します。議会の議決後に候補者を指定管理者に指定するとともに，仮協定を正式な協定とする予定です。

なお，協定書の発効は，令和2年4月1日とします。

2 基本協定

- ① 総則的事項
 - ア 管理業務の基本的項目（指定の期間，施設の概要等）
 - イ 収入及び経費の考え方
 - ウ 実施協定の締結

- エ 許認可に関する事項
- オ 現状の変更, 維持及び修繕
- カ リスク分担, 損害補償及び保険の付保 など
- ② 管理運営業務に関する事項
 - ア 公正かつ透明な手続
 - イ 指定管理者の責務
 - ウ 管理運営業務の範囲及び業務引継等
 - エ 施設使用の考え方
 - オ 備品等の管理・使用
 - カ 地位の譲渡及び再委託等の禁止
 - キ 報告義務, 事業報告書等の提出
 - ク 事項評価及びモニタリングの実施
 - ケ 報告聴取及び管理運営に関する協議会の設置
 - コ 事業計画書の提出
 - サ 文書の管理・保存, 情報公開 など
- ③ 利用料金・指定管理料に関する事項
 - ア 指定管理料
 - イ 指定管理料の支払方法
 - ウ 経理の明確化
 - エ 指定管理料の額の変更協議 など
- ④ 指定期間の終了
 - ア 原状回復義務等
 - イ 指定の取消し等
 - ウ 指定の辞退等
 - エ 指定管理料の返還 など
- ⑤ 法令の改正
 - ア 通知
 - イ 協議
 - ウ 指定の取消し等 など
- ⑥ 不可抗力
 - ア 準用 など
- ⑦ その他
 - ア 公租公課の負担
 - イ 自主事業
 - ウ 秘密保持
 - エ 個人情報の取扱い
 - オ 規定外の事項
 - カ 裁判管轄 など

3 実施協定

毎年度、福岡市が指定管理者に支出する指定管理料の額その他必要な事項

- ① 総則的事項
 - ア 期間
- ② 管理運営業務に関する事項
 - ア 事業着手届及び事業完了届
 - イ 業務の執行
- ③ 利用料金・指定管理料に関する事項
 - ア 指定管理料の額及び支払
 - イ 収支計算書
 - ウ 指定管理料の精算
 - エ 診療報酬
 - オ 報告書の提出
 - カ 賠償責任保険の加入
 - キ 診療に要する経費
- ④ 施設の管理
 - ア 施設等の提供
 - イ 施設等の使用制限
 - ウ 管理注意義務
- ⑤ その他
 - ア 医療事故
 - イ 業務災害
 - ウ 協議

第9章 モニタリング（評価）

1 モニタリング（評価）

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、市による評価、評価委員会による評価）を行うことです。

本市は、指定期間中に毎年モニタリングを実施します。なお、評価にあたり、指定管理期間中に1回、有識者・専門家等からなる評価委員会による評価を行います。

（1）事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を作成し福岡市に提出します。

なお、事業報告書の種類や書式、記載項目等については協定等において定めます。

（2）モニタリング（評価）の実施

モニタリング（評価）は、「保健福祉施設指定管理者評価制度」に基づき行います。

なお、モニタリング（評価）の実施時期や項目については、協定等において定めます。

(3) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリング（評価）の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、福岡市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は指定を取り消すことがあります。

第10章 その他

1 関係法令の遵守

業務を遂行する上で関連する法令がある場合は、それらを遵守することとします。

福岡市立島しょ診療所条例及び同条例施行規則のほか、特に以下のことに気をつけてください。

① 地方自治法

・第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではなりません。

・第244条第3項

指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

② 福岡市個人情報保護条例

指定管理者は、業務の遂行にあたり、業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、個人情報を収集してはなりません。

指定管理者において業務に従事する者（従事していた者を含む。）は、業務の遂行により知ることができた個人情報を他人に漏らしたり、業務の目的以外に利用してはなりません。

③ 福岡市暴力団排除条例

施設の管理者は、警察からの情報提供に基づき、施設の利用が「暴力団の利益になる利用」と認めるときは、利用の承認または許可を拒み、既にした利用の承認または許可を取り消すなど、施設の利用を制限する処分を行わなければなりません。

そのため、施設の管理者は、日ごろから警察と連携を図るほか、施設の規模や機能等を踏まえて、次に掲げるような事項について取り組む必要があります。

ア 暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者の設置

イ 利用者への周知

ウ 施設内における暴力団対処マニュアルの策定と職員への周知等

2 引継業務

協定発効までの期間においては、引継業務について別途契約を結びます。

引継業務の内容については、概ね次のとおりです。

- ・ 現在の指定管理者からの業務引継
- ・ 事業計画書作成業務 など

なお、令和元年3月31日以前に引継業務に要した費用は、すべて指定管理者として選定された法人等の負担となります。

3 監査

- (1) 指定管理者は、施設設置者たる福岡市の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。
- (2) 福岡市議会から監査委員に対し、福岡市の事務に関する監査の求めがあった場合（地方自治法第98条）においても、（1）と同様です。

4 その他

(1) 指定開始日までに能古診療所の管理ができなくなった場合の措置

指定管理者の候補者が福岡市議会にて議決を得られなかった場合や、指定管理者の指定を受けたあと、指定管理者の事情により、指定開始日までに能古診療所の管理ができなくなった場合において、能古診療所に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、福岡市は補償しません。

(2) 業務の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、福岡市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合、福岡市に生じた損害は指定管理者に賠償していただくこととなります。

なお、その場合は、後任の指定管理者が円滑かつ支障なく、能古診療所の業務を遂行できるよう引継を行っていただきます。

イ 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、福岡市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとします。

なお、後任の指定管理者が円滑かつ支障なく、能古診療所の業務を遂行できるよう引継ぎを行っていただきます。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点の応募者と協定締結について協議を行うことがあります。

(3) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価の過程（評価委員会を開催した場合）や評価結果については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開します。

（注）情報公開条例第7条に掲げる非公開情報とは、個人情報、公にすることにより、権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、などをいう。

(4) 第三者への委託

清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、管理に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加

停止中又は排除措置中の者は委託先になることができません。

(5) 損害賠償と賠償責任保険

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、指定管理者は、賠償責任保険へ加入してください。

加入していただく、保険の支払限度額等は以下のとおりです。

| | |
|-------|--------------------------|
| 保険期間 | 指定期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日） |
| 支払限度額 | 身体事故 1名につき1億円 1事故につき10億円 |
| | 販物事故 1事故につき2千万円 |

(6) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

福岡市と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

能古診療所応募書類一覧表

1 指定申請書

| 書類NO. | 書類名 | 様式等 | 提出部数 |
|-------|--|-----------------------------|------|
| 1-1 | 指定管理者指定申請書 | 「福岡市立島しょ診療所条例施行規則 様式第2号」 | 1 |
| 1-2 | ※グループで応募する場合のみ 共同事業体協定書, 共同事業体連絡先一覧表 | 様式3号 様式4号 | 各1 |

2 応募資格に関する書類

(1) 全ての応募者共通

| 書類NO. | 書類名 | 様式等 | 提出部数 |
|-------|----------------------------|---|------|
| 2-1 | 法人等の概要 | 応募様式1号 申請法人等の概要, 沿革, 活動実績, 従業員 数を記載した書類 | 1 |
| 2-2 | 定款等 | 定款, 寄附行為, 規約これに類するもので最 新のもの | 1 |
| 2-3 | 申立書 | 応募様式2号 募集要項 第3章1の応募資格を有する旨の 申立書 | 1 |
| 2-4 | 事業報告書, 収支計算書 | 平成29年度分 | 各1 |
| 2-5 | 事業計画書, 収支予算書 | 平成30年度分 | 各1 |
| 2-6 | 印鑑証明書 | 申請日前3か月以内の発行のもの ※ 団体の場合は代表者の印鑑証明 | 1 |
| 2-7 | 役員名簿 | 応募様式3号 法人・団体の役員が他の法人・団体の役員を かねている場合, その法人名・団体名と役職 | 1 |
| 2-8 | 市町村税に係る徴収金に 滞納がないことの証明書 | 市町村税にかかる徴収金に滞納がない旨の 証明書 法人名又は団体の代表者名の証明書 申請日前1か月以内の発行のもの | 1 |
| | 納税義務がない場合 | 応募様式4号の納税申立書 | 1 |

(2) 応募者が法人の場合

前記(1)のほか下表の書類の提出が必要です。

| 書類NO. | 書類名 | 様式等 | 提出部数 |
|-------|-------------------------------------|---|------|
| 2-9 | 法人税, 消費税, 地方消費 税に滞納がないことの証 明書 | 納税証明書その3 (またはその3の3) 法人名の証明書 申請日前1か月以内の発行のもの | 1 |
| | 納税義務がない場合 | 応募様式4号の納税申立書 | 1 |
| 2-10 | 登記事項証明書 | 申請日前3か月以内の発行のもの | 1 |
| 2-11 | 財務諸表 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書 | 直近3か年分 | 各1 |

(3) 応募者が（法人格がない）団体の場合

前記（1）のほか下表の書類の提出が必要です。

| 書類NO. | 書類名 | 様式等 | 提出部数 |
|-------|-----------------------------|--|------|
| 2-12 | 所得税, 消費税, 地方消費税に滞納がないことの証明書 | 納税証明書その3の2 団体の代表者名の証明書 申請日前1ヶ月以内の発行のもの | 1 |
| | 納税義務がない場合 | 応募様式4号の納税申立書 | 1 |

3 提案に関する書類（全ての応募者共通）

様式は「福岡市立島しょ診療所 能古診療所応募関係書類様式」にあります。

| 項目 | 書類名 | 提出部数 |
|------------------|--|------|
| I 申請理由 | 指定管理者への申請理由 | 1 |
| II 法人・団体の方針・組織体制 | 1 法人・団体の基本理念 2 医療施設等類似施設の実績など 3 島しょ診療所の管理運営への意欲 | 1 |
| III 診療所の管理運営体制 | 1 診療所の管理運営の基本方針 2 職員の配置及び勤務体制 3 管理者予定者の経歴書 4 職員の研修計画 5 経理事務の体制について 6 施設の維持管理の体制について 7 防犯, 防災等の緊急時（危機管理）の取り組み・体制について 8 個人情報保護の取り組み・体制について 9 苦情処理の取り組み・体制について 10 その他管理運営に対する提案等 | 1 |
| IV 事業実施計画 | 事業実施計画書 | 1 |
| V 収支予算書 | 収支予算書 | 1 |

4 その他（全ての応募者共通）

| | |
|---|----|
| (該当がある場合のみ) 個人情報保護管理の第三者認証（プライバシーマーク等を証明する書類の写し） | 1部 |
|---|----|

5 備考

※A4サイズに揃え、ファイル1冊に綴じこんでください。

6 様式データ

様式については、別冊「福岡市立島しょ診療所能古診療所応募関係書類様式」にまとめています。様式データ（ワード又はエクセル）は、福岡市ホームページからダウンロードできます。

リスク分担一覧表

○ 主負担 △ 従負担

| リスクの種類 | No | リスクの内容 | 負担者 | | 説明等 |
|----------|----|--|-----|-------|---|
| | | | 福岡市 | 指定管理者 | |
| 募集手続 | 1 | 募集要項等本事業に係る公表した資料の誤り・変更等に関するもの | ○ | | |
| | 2 | 応募費用に関するもの | | ○ | |
| 法令変更 | 3 | 本事業に係る根拠法令の変更, 新たな規制立法の成立など | ○ | | |
| | 4 | 当該事業のみならず, 広く一般的に適用される法令の変更や新規立法の成立 | | ○ | |
| 税制変更 | 5 | 指定管理者の利益に関わる税制度の新設・変更 | | ○ | |
| | 6 | 上記以外の税制度の新設・変更 | ○ | | |
| 許認可 | 7 | 事業の実施にあたって市がすべき許認可取得の遅延・失効等 | ○ | | |
| | 8 | 事業の実施にあたって指定管理者がすべき許認可取得の遅延・失効等 | | ○ | |
| 政治 | 9 | 福岡市の政策変更に伴う事業の変更・中断・中止等による影響 | ○ | | |
| 住民対応 | 10 | 本事業に対する(福岡市の要求に起因する)反対運動等 | ○ | | |
| | 11 | 指定管理者が行なう業務に関する苦情等 | | ○ | |
| 環境 | 12 | 福岡市の要求に起因する環境問題(騒音, 振動, 有害物質の排出など) | ○ | | |
| | 13 | 指定管理者が行なう業務に起因する環境問題(騒音, 振動, 有害物質の排出等) | | ○ | |
| 第三者賠償 | 14 | 福岡市の帰責事由による事故により第三者に与えた損害 | ○ | | |
| | 15 | 指定管理者が行なう業務に起因する事故によって第三者に与えた損害 | | ○ | |
| | 16 | 上記以外の理由により, 第三者に与えた損害 | ○ | ○ | リスク条件に応じて, 福岡市と指定管理者のいずれか又は双方がリスクを負担する。 |
| 事業の中止・延期 | 17 | 福岡市の指示, 議会の不承認等による本事業の中止・延期 | ○ | | 予算案の不通過や政策変更等によるもの |

○ 主負担 △ 従負担

| リスクの種類 | No | リスクの内容 | 負担者 | | 説明等 | |
|--------|----------|---|---|-------|-----|--------------------------------------|
| | | | 福岡市 | 指定管理者 | | |
| 共通 | 事業の中止・延期 | 18 | 上記以外の事由による本事業の中止・延期（不可抗力リスクを除く） | | ○ | |
| | | 19 | 指定管理者の事業放棄・破綻 | | ○ | |
| | 委託業者管理責任 | 20 | 指定管理者が締結する契約の相手方当事者の管理・内容変更等 | | ○ | |
| | 不可抗力 | 21 | 不可抗力（暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，落盤，火災，騒乱，暴動等福岡市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による事業の変更，中止 | ○ | | |
| | | 22 | 不可抗力（暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，落盤，火災，騒乱，暴動等福岡市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により，第三者に与えた損害 | ○ | △ | 事故時の指定管理者の適切な処置を確保するため，指定管理者も一部負担する。 |
| | | 23 | 不可抗力（暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，落盤，火災，騒乱，暴動等福岡市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による福岡市整備の建物・設備の損害 | ○ | | |
| 24 | | 不可抗力（暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，落盤，火災，騒乱，暴動等福岡市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による指定管理者整備の施設・設備の損害 | | ○ | | |
| 維持管理 | 業務内容変更 | 25 | 福岡市の指示による事業内容・用途の変更によるもの | ○ | | |
| | | 26 | 上記以外の要因による事業内容・用途の変更によるもの | | ○ | |
| | 施設損傷 | 27 | 福岡市の帰責事由による事故・火災等で施設・設備が損傷 | ○ | | |
| | | 28 | 指定管理者の帰責事由による事故・火災等で施設・設備が損傷 | | ○ | |
| | | 29 | 第三者の事由による事故・火災等で福岡市が所有する施設・設備が損傷 | ○ | | |
| | | 30 | 第三者の事由による事故・火災等で指定管理者が所有する施設・設備が損傷 | | ○ | |
| | 維持管理コスト | 31 | 福岡市の指示による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大 | ○ | | |

○ 主負担 △ 従負担

| リスクの種類 | No | リスクの内容 | 負担者 | | 説明等 | |
|--------|---------|------------------|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|--|
| | | | 福岡市 | 指定管理者 | | |
| 維持管理 | 維持管理コスト | 32 | 上記以外の要因による維持管理費の増大 | △ | ○ | |
| | 性能 | 33 | 指定管理者の実施する業務内容が福岡市の要求水準に達しないことによるもの | | ○ | |
| 運営 | 業務内容変更 | 34 | 福岡市の指示による事業内容・用途の変更によるもの | ○ | | |
| | | 35 | 上記以外の要因による事業内容・用途の変更によるもの | | ○ | |
| | 性能 | 36 | 指定管理者の実施する業務内容が福岡市の要求水準に達しないことによるもの | | ○ | |
| | 運営コスト | 37 | 福岡市の指示による事業内容・用途の変更等に起因する業務量及び運営費の増大 | ○ | | |
| | | 38 | 福岡市の指定する団体の参画等に起因する業務量及び運営費の増大 | ○ | | |
| | | 39 | インフレ等による物価変動によるもの | | ○ | |
| | | 40 | 金利変動によるもの | | ○ | |
| | | 41 | 上記以外の要因による業務量及び運営費の増大 | △ | ○ | |
| | 42 | 資金調達の遅延・困難等によるもの | | ○ | | |
| | 需要変動 | 43 | 患者数などの需要変動による収入の変動 | ○ | ○ | 需要変動要因に応じて福岡市と指定管理者のいずれか又は双方がリスクを負担する。 |
| 44 | | 実施条件を超える需要変動 | ○ | ○ | 実施条件に応じて福岡市と指定管理者のいずれか又は双方がリスクを負担する。 | |
| 開始前の引継 | 事前手続 | 45 | 指定管理者の指定期間前に行う引継ぎに要する費用 | | ○ | |
| 終了時の手続 | 施設の性能 | 46 | 事業期間終了時における施設の要求性能水準の保持 | | ○ | |
| | 終了手続 | 47 | 事業の終了時の手続に関する諸費用の発生 | | ○ | |

福岡市立能古診療所管理運営業務仕様書

令和元年7月

福岡市

福岡市立能古診療所管理運営業務仕様書 目次

第1章 基本方針等

| | |
|----------------|---|
| 1 能古診療所の目的 | 1 |
| 2 管理運営に関する基本方針 | 1 |

第2章 指定管理者が行う業務

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1 能古診療所における診療に関する業務 | 2 |
| (1) 地域住民への医療の提供 | |
| (2) 使用料等の徴収に関する業務 | |
| 2 能古診療所の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 | 2~4 |
| (1) 留意事項 | |
| (2) 施設保守管理業務 | |
| (3) 設備等の維持管理業務 | |
| (4) 自家用電気工作物保安管理 | |
| (5) 貸出備品等の管理業務 | |
| (6) 清掃業務 | |
| (7) 保安警備業務 | |
| (8) 光熱費等の支払い | |
| (9) 物品の保守管理業務 | |
| (10) 修繕料の執行 | |
| 3 その他施設の管理運営に必要な業務 | 4~5 |
| (1) 職員の配置と必要な研修の実施 | |
| (2) 事業計画書及び収支予算書の作成 | |
| (3) 事業報告書の作成 | |
| (4) 福岡市への随時報告 | |
| (5) 自己評価の実施 | |
| (6) 指定後の事前引継業務と指定期間終了後の引継業務 | |
| (7) クレーム対応 | |
| (8) 緊急時対策, 防犯, 防災等のマニュアルの作成と職員への指導 | |
| (9) 文書の管理・保存 | |
| (10) 福岡市への協力 | |

第3章 その他

| | |
|---------------------|-----|
| 1 実地調査等の実施 | 5 |
| 2 監査 | 5 |
| 3 経理の明確化 | 5 |
| 4 賠償責任保険の加入 | 5~6 |
| 5 施設等の使用制限 | 6 |
| 6 地域等との良好な関係, 連携の確立 | 6 |
| 7 地場中小企業等の活用 | 6 |
| 8 協定等 | 6 |
| 9 協議 | 6 |

福岡市立能古診療所管理運営業務仕様書

福岡市立能古診療所（以下「能古診療所」という。）における指定管理者が行う管理運営業務の内容及び基準は、この仕様書によるものとし、管理運営業務に関する費用は、福岡市が負担する旨の記述があるもの以外は、指定管理者が福岡市からの委託料、その他の収入から負担すること。

第 1 章 基本方針等

1 能古診療所の目的

能古島の地域住民にその健康保持に必要な適切な医療を提供する。

2 管理運営に関する基本方針

指定管理者制度では、指定管理者は施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行するものとされている。指定管理者は、施設の適切な管理を確保しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図っていく必要がある。

指定管理者は、能古診療所を管理運営するにあたって、次の各項目に留意して円滑に実施することとし、福岡市は施設の設置者として必要に応じ指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 能古診療所の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令・規定等に基づかなければならない。
 - ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
 - ③ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
 - ④ 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）
 - ⑤ 福岡市立島しょ診療所条例（平成 8 年福岡市条例第 14 号）
 - ⑥ 福岡市立島しょ診療所条例施行規則（平成 8 年福岡市規則第 60 号）
 - ⑦ 福岡市会計規則（昭和 39 年福岡市規則第 20 号）
 - ⑧ 福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例 103 号）
 - ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 - ⑩ 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年福岡市条例第 26 号）
 - ⑪ 福岡市火災予防条例（昭和 37 年福岡市条例第 28 号）
 - ⑫ 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）
 - ⑬ その他必要な法令・規定
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 受診者の意見を管理運営に反映させ、受診者へのサービス向上に努めること。
- (4) 施設の適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (5) 業務上知り得た個人情報については、福岡市個人情報保護条例に準じ、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止について必要な措置を講じること。
- (6) 省エネルギー、省資源、ごみの減量など、環境に配慮した管理運営を行うとともに、受診者及び業務関係者に対する情報提供または環境教育に努めること。
- (7) 福岡市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

第2章 指定管理者が行う業務

1 能古診療所における診療に関する業務

(1) 地域住民への医療の提供

① 診療科目

内科・小児科・歯科

② 診療日及び診療時間

診療日及び診療時間は、次のとおりとし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、1月2日及び3日並びに12月29日から31日までは、診療を行わない。ただし、天災等により福岡市が必要と認めるときは、これを変更することができる。

ア 内科・小児科

- ・月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
（休憩時間正午から午後1時まで）
- ・土曜日 午前9時から正午まで（予定）

イ 歯科

- ・月曜日、水曜日及び金曜日 午前9時から午後5時まで
（休憩時間午後1時から午後2時まで）

③ 診療体制

診療体制は、次のとおりとする。なお、諸事情により、医師、看護師が不在の時は、代替要員を派遣するものとする。ただし、天災等により市がやむを得ない事情と認める場合を除く。

ア 内科・小児科

医師1名及び看護師2名を常勤により配置すること。

イ 歯科

歯科医師1名及び歯科衛生士2名を、非常勤により配置すること。

(2) 使用料等の徴収及び請求に関する業務

使用料等（診療報酬、診断書等）は、全額福岡市の収入とする。徴収に係る事務処理（調定、調定収入簿への記帳、領収書の発行、福岡市指定口座への払込等）については、別紙の「福岡市立島しょ診療所使用料等事務処理要領」より行うものとする。

① 使用料

診療所において診療を受ける者から、使用料を徴収する。また使用料の請求を行う。

② 手数料

診断書及びこれに類する文書等の交付を受ける者から、手数料を徴収する。

③ その他の徴収金

必要に応じて、診療所の管理運営に関する上記以外の徴収金を徴収する。

2 能古診療所の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(1) 留意事項

- ① 安全管理に十分配慮し、火災、損傷を防止して財産の保全を図るとともに、受診受診者や職員の安全確保に努めること。

- ② 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- ③ 施設内は禁煙とすること。

(2) 施設保守管理業務

仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がないように維持すること。

(3) 設備等の維持管理業務

設備は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、性能を維持すること。

| 設備の保守点検業務等 | 基準 |
|------------|----------|
| 自動扉保守点検 | 年2回以上 |
| 消防設備保守点検 | 年2回以上 |
| 放射線測定 | 年2回以上 |
| その他の設備 | 必要に応じて随時 |

(4) 自家用電気工作物保安管理については、福岡市で一括して契約し、福岡市が負担する。

(5) 貸出備品等の管理業務

業務を遂行するために必要な福岡市が無償で提供する医療用備品等については、常に善良な管理者の注意のもとで使用しなければならない。

(6) 清掃業務

施設を常に清潔な状態に保つために、必要な清掃を実施すること。また、管理上発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、適正に処理を行うこと。

① 日常清掃（毎診療日）

清掃の実施頻度、内容については、施設の利用頻度等に応じて、指定管理者が適切に設定すること。

② 定期清掃（年2回以上）

日常清掃では実施しにくい、床洗浄ワックス塗布等の清掃を確実にを行うため、指定管理者が施設の利用頻度等に応じた定期清掃を行うこと。

③ 特別清掃

指定管理者は、日常清掃及び定期清掃のほか必要に応じて清掃を実施し、施設の適切な環境衛生、美観の維持に努めること。

(7) 光熱水費等の支払い等に関する業務

① 光熱水費

光熱水費（電気、ガス、水道等）は、指定管理者で負担し、支払うものとする。

② 電話料金等の支払

電話料金等（電話、ファックス等）については、指定管理者が負担し、支払うものとする。

(8) 物品の保守管理業務

① 物品の保守管理

施設の運営に支障をきたさぬよう、指定管理料の備品購入費30万円から必要な物品を適宜購入し、適正な管理を行うこと。なお、30万円をこえるものは、福岡市において適宜購入するものとする。

物品の分類、種類ごとに物品出納簿を備え、購入廃棄等の異動について整理しておくこと。

特に備品の廃棄については、事前に福岡市と協議すること。

②物品の分類

物品の分類については以下のとおりである。

ア 備品

耐用年数が2年以上で、取得価格が1万円以上のもの。

標本、陳列品、装飾品、模型、机、椅子は価格にかかわらず備品である。

イ 雑品

乗車券、郵便切手、はがきなど

(9) 修繕料の執行

修繕料の執行については、事前に福岡市と協議するものとするが、原則、毎年度総額30万円までは指定管理者で施工し、30万円を超えるものは、福岡市において施工するものとする。

(10) リース契約による設備

診療に必要な以下の機器は、現在リース契約で整備している。引き続き、リース契約等により、設備を維持すること。

| 設備 | 設置場所 |
|---------|------|
| 在宅酸素濃縮器 | 医科 |
| バキューム装置 | 歯科 |

3 その他施設の管理運営に必要な業務

(1) 職員の配置と必要な研修の実施

① 管理運營業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

② 管理者を1名配置すること。

③ 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

(2) 事業計画書及び収支予算書の作成

次年度の事業計画書、収支予算書を福岡市が指定する期日までに提出すること。

作成にあたっては本市と調整を図ること。

(3) 事業報告書の作成

①年次報告

前年度の事業報告書を翌年度4月30日までに福岡市へ提出すること。

②月次報告

毎月次の事項について、報告書を作成し、速やかに福岡市に提出すること。

ア 毎月の受診者数

イ 毎月の使用料・手数料等の調定額及び収納額

ウ 日毎の使用料・手数料等の調定額及び収納額及び未収額

(4) 福岡市への随時報告

次のいずれかに該当する場合は、必要な事項を福岡市へ報告すること。

ア 施設において事故が生じた場合

イ 施設又は物品が滅失し、又はき損した場合

- ウ 指定管理者の定款，寄附行為，登記事項に変更があった場合
- エ 人員の配置，勤務形態，職員等の変更
- オ 事業計画の重要な部分を変更する場合
- カ 破産宣告の申立がなされた場合など

(5) 自己評価の実施

管理運営業務の質とサービス向上を図ることを目的に受診者等から施設運営に関する意見を聴取し定期的な自己評価を実施する。

これらにより得られた評価は事業報告書に記載し，次年度の事業実施において反映すること。

(6) 指定後の事前引継業務と指定期間終了後の引継業務

支障なく能古診療所の業務を遂行できるように引継ぎを行う。

(7) クレーム対応

受診者等からの苦情に対しては，対応する体制を整備するとともに，誠実に対応し，再発防止に努めること。

なお，必要な場合は，福岡市へ報告し，指示を受けること。

(8) 緊急時対策，防犯，防災等のマニュアルの作成と職員への指導

危機管理マニュアル等の作成をし，職員に周知するとともに，緊急時の連絡先を福岡市へ報告すること。

(9) 文書の管理・保存

管理運営業務の執行に当たり作成し，又は取得した文書について，適正に管理し，保存すること。

(10) 福岡市への協力

福岡市の機関からの協力依頼があった場合は，能古診療所の運営に支障のない範囲で応じること。

第3章 その他

1 実地調査等の実施

福岡市は，施設の管理運営の適正化のため必要と認めた場合は，指定管理者に対して，事業及び経理の状況等について，定期的または臨時に実地調査及び必要な指示を行うことができる。

2 監査等

福岡市監査委員等から，能古診療所の管理運営に係る帳簿書類その他の記録の提出等を求められた場合は，速やかに対応すること。

3 経理の明確化

指定管理者は，管理運営業務の執行において，その経理を他の業務と区別して明確にしなければならない。

また，収支に係る諸記録を整備し，常に経理状況を明らかにしておくとともに，福岡市から要求があったときは，速やかにその状況を報告しなければならない。

4 賠償責任保険の加入

指定管理者は，指定期間中，福岡市と指定管理者を被保険者とする賠償責任保険に加入すること。

(1) 保険期間 指定期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) てん補限度額

ア 身体賠償 1名につき1億円 1事故につき10億円

イ 財物賠償 1事故につき2,000万円

5. 施設等の使用制限

施設等を業務の目的以外に使用してはならない。

6. 地域等との良好な関係，連携の確立

地域住民や地域包括支援センター，介護施設等と良好な関係を築き，福岡市の他の施設（小中学校等）とも連携をとること。

7. 地場中小企業等の活用

管理運営に当たり，業務の一部を委託する場合や必要な物品の購入等においては，特別な理由がない限り地場中小企業や本市の関係団体の活用に配慮すること。

8. 協定等

福岡市と指定管理者は，業務内容及び管理基準の詳細について協議の上，協定を締結する。

協定は，指定期間全体の基本協定及び毎事業年度ごとの実施協定を締結する。

9. 協議

この仕様書に規定するもののほか，指定管理者の業務の内容について疑義が生じた場合は，福岡市保健福祉局地域医療課と協議し決定する。

福岡市立島しょ診療所《能古診療所》応募関係書類様式

| 1 指定申請書 | |
|---|--|
| ・ 指定管理者指定申請書 | 書類No. 1-1 福岡市立島しょ診療所条例施行規則様式第2号 |
| ・ 共同事業体協定書 ・ 共同事業体連絡先一覧 | 書類No. 1-2 様式3、様式4 グループで応募する場合のみ |
| 2 応募資格に関する書類 | |
| ・ 法人等の概要 | 書類No. 2-1 応募様式1号 申請法人等の概要、沿革、活動実績、従業員数記載した書類 |
| ・ 申立書 | 書類No. 2-3 応募様式2号 募集要項第3章1 応募資格を満たしている旨の申立書 |
| ・ 役員名簿 | 書類No. 2-7 応募様式3号 法人・団体の役員が他の法人・団体の役員を兼ねている場合は、その法人名・団体名と役職名も記入 |
| ・ 納税にかかる申立書 | 応募様式4号 納税義務がない場合 |
| 3 提案に関する書類 | |
| I 申請理由 | |
| II 法人・団体の方針・組織体制 | |
| 1 法人・団体の基本理念 | |
| 2 医療施設等類似施設の管理運営の実績、公の施設の管理運営の実績等 | |
| 3 島しょ診療所の管理運営への意欲について | |
| III 診療所の管理運営体制 | |
| 1 診療所の管理運営の基本方針 | |
| 2 職員の採用と配置及び勤務体制 | |
| 3 管理者予定者の経歴書 | |
| 4 職員の研修計画 | |
| 5 経理事務の体制について | |
| 6 施設の維持管理の体制について | |
| 7 防犯、防災等の緊急時（危機管理）の取組み・体制について | |
| 8 個人情報保護の取組み・体制について | |
| 9 苦情処理の取組み・体制について | |
| 10 その他管理運営に対する提案等 | |
| IV 事業実施計画 | |
| 1 医療等に関する方針及び具体的な方法 | |
| 2 その他（他の地域住民との連携並びに地場中小企業や福岡市関係団体への配慮等自由な企画に対する方針及び具体的な取組み） | |
| V 収支予算書 | |
| 4 その他 | |
| ・ 施設見学会参加申込書 | 様式1 |
| ・ 質問書 | 様式2 |

※ 様式データが必要な場合は、福岡市HPからダウンロードしてください。

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
団体の名称
代表者の氏名

印

下記の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので、福岡市立島しょ診療所条例第9条第2項の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設の名称

福岡市立能古診療所指定管理者共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、次の事業を共同連帯して運営することを目的とする。

- (1) 福岡市保健福祉局所管の「福岡市立能古診療所の指定管理者」に係る提案
- (2) 福岡市立能古診療所の指定管理業務

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇〇〇共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番 〇〇〇〇内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、福岡市立能古診療所の指定管理業務終了後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 プラザの指定管理業務に選定されなかったときは、前項の規定にかかわらず、プラザの指定管理業務が福岡市議会において議決された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当事業体の構成団体は、次のとおりとする。

- (1) 住 所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番
団体名 〇〇〇〇
- (2) 住 所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番
団体名 〇〇〇〇
- (3) 住 所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番
団体名 〇〇〇〇

(代表構成団体等の名称)

第6条 当事業体の代表構成団体は〇〇〇〇、代表者は〇〇〇〇とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、第1条に規定する事業の実施に関し、当事業体を代表して、福岡市長及び福岡市保健福祉局と折衝する権限並びに指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、〇〇〇(公の施設名)の管理運営業務について福岡市と締結する協定内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

●●●●株式会社 〇〇%

NPO 法人△△△△ 〇〇%

××××株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当事業体は、構成団体全員をもって運営委員会を設け、当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、指定管理者に係る提案及び運営管理にあたるものとする。

(構成団体の責任)

第10条 各構成団体は、指定管理者に係る提案及び管理運営の実施に伴い、当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当事業体は、年度ごとに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 構成団体は本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

(指定期間中における構成団体の脱退に関する措置)

第16条 構成団体は、福岡市長及び構成団体全員の承認がなければ、当事業体がプラザの指定管理期間が終了するまでは脱退することができない。

- 2 構成団体のうち指定期間中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成団体が共同連帯して管理運営業務を行うものとする。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成団体の除名)

第13条 当事業体は、構成団体のうちいずれかが「福岡市立能古診療所指定管理者募集要項」の応募者の制限に該当する場合は、ただちに福岡市長に通知し、除名の協議を行うものとする。

- 2 当事業体は、構成団体のうちいずれかが、指定期間中において重要な義務の不履行、その他の除名し得る正当な事由が生じた場合においては、他の構成団体全員及び福岡市長の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。
- 3 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(指定期間中における構成団体の破産又は解散に対する処置)

第14条 構成団体のうちいずれかが指定期間中において破産又は解散した場合には、第12条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成団体の変更)

第15条 代表構成団体が脱退し若しくは除名された場合においては、従前の代表構成団体に代えて、福岡市長及び他の構成団体全員の承認により残存構成団体のうちいずれかを代表構成団体にすることができる。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 当事業体が解散した後においても、当該管理運営業務に瑕疵があったときは、各構成団体は協同連帯してその責の任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項について)

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

第5条に掲げる構成団体は、上記のとおり〇〇〇〇共同事業体協定を締結したので、その証拠として、この協定書()通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番
団体名 〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

住 所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番
団体名 〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

住 所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番
団体名 〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

年 月 日

福岡市長

所在地.....

法人・団体名.....

代表者名.....印.....

申 立 書

福岡市立島しょ診療所の指定管理者の応募に関して、下記のとおり申し立てます。

記

法人・団体名

() は,

募集要項 第3章 1の応募資格を満たしていることを申し立てます。

※ 参 考

第3章 応募資格等

1 応募資格

- ① 法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）であること。
 - ・ 個人での応募はできません。
 - ・ 団体については、法人格は必ずしも必要ではありませんが、団体として継続的に活動することが求められます。具体的には、成文化された規約や構成員の名簿、団体の収入や財産、会計帳簿などにより、判断することとなります。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しない者であること。
- ③ 法人等又はその代表者が、次に掲げるものを滞納していないこと。
 - (イ) 所得税 (ロ) 法人税 (ハ) 消費税及び地方消費税
 - (ニ) 福岡市市税（福岡市の区域内に住所又は事業所がある場合）
 - (ヒ) 福岡市以外の市町村税（福岡市の区域外に住所又は事業所がある場合）
- ④ 5年以内に指定の取消しを受けていないこと。（当該施設以外の施設を含む。）
- ⑤ 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営していること。
 - (ロ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - (ハ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - (ニ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - (ホ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- ⑥ 共同事業体の場合は、構成するすべての団体が前記①から⑤までを満たしていること。

年 月 日

福岡市長

法人・団体所在地.....

法人・団体名.....

代表者名..... 印.....

納税にかかる申立書

福岡市立島しょ診療所の指定管理者の応募に関して、

法人税

所得税

消費税及び地方消費税

福岡市市税

福岡市以外の市町村税

の納税義務がないことを申し立てます。

※ 該当するものを○印で囲んでください。

(法人・団体名

)

I 申請理由

指定管理者への申請理由

(法人・団体名)

Ⅱ 法人・団体の方針・組織体制

1 法人・団体の基本理念

2 医療施設等類似施設の管理運営の実績, 公の施設の管理運営の実績等
(現在だけでなく, 過去の実績等くわしく記入してください。)

(法人・団体名

)

3 島しょ診療所の管理運営への意欲について

(自由に記入してください。)

(法人・団体名)

島しょ診療所(能古診療所)

Ⅲ 診療所の管理運営体制

※ 1 診療所ごとに作成してください。

1 診療所の管理運営の基本方針

2 職員の採用と配置及び勤務体制

(1) 職員の採用について

| | |
|-------------|---|
| 現在確保している職員数 | 人 |
| 採用予定者数 | 人 |
| 採用方法 | |

(2) 職員の配置について

管理者 1 人

性別 (男 ・ 女)

職員合計 人 (男 人・女 人)

| | |
|------|--------------|
| 常勤職員 | 人 (男 人・女 人) |
| 臨時職員 | 人 (男 人・女 人) |
| () | 人 (男 人・女 人) |

(3) 職員の勤務体制について (勤務時間, 休日等)

3 管理者予定者の経歴書

| | | | |
|-------------|--|------|-------|
| ふりがな 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住 所 | | | |

経 歴

| 年 月 ~ 年 月 | 勤 務 先 | 職 務 内 容 |
|-----------|-------|---------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | | |
|-----|-------|------------|
| 資格等 | 資格名 | (資格取得年月) |
| | _____ | (年 月) |
| | _____ | (年 月) |
| | _____ | (年 月) |
| | _____ | (年 月) |

| | | |
|---------------------------|-------|----------|
| 施設の運営・ 管理に関する 研修受講歴 | 研修講座名 | (受講年月) |
| | _____ | (年 月) |
| | _____ | (年 月) |
| | _____ | (年 月) |
| | _____ | (年 月) |

(法人・団体名)

島しょ診療所 (能古診療所)

4 職員の研修計画 (接遇・人権研修を含む。)

5 経理事務の体制について

6 施設の維持管理の体制について

7 防犯・防災等の緊急時（危機管理）の取組み・体制について

※ マニュアルを作成している場合は添付してください

8 個人情報保護の取組み・体制について

※ マニュアルを作成している場合は添付してください

9 苦情処理の取組み・体制について

(法人・団体名)

島しょ診療所 (能古診療所)

10 その他管理運営に対する提案等自由に記入してください。

IV 事業実施計画

※ 診療所ごとに作成してください。

1 医療等に関する方針及び具体的な方法

(1)

(2)

(法人・団体名

)

島しょ診療所 (能古診療所)

(3)

(4) その他提案する事業があれば自由に記入してください。

(提案内容を実際に行ったことがある場合は、その旨記入してください。)

〈 具体的な計画 〉

| 事業名 | 目的・内容 | 対象者 | 実施回数 | 実施時期等 |
|-----|-------|-----|------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2 その他 他の地域住民との連携並びに地場中小企業や福岡市関係団体への配慮等
自由な企画に対する方針及び具体的な取組み

〈 具体的な計画 〉

| 事業名 | 目的・内容 | 対象者 | 実施回数 | 実施時期等 |
|-----|-------|-----|------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(法人・団体名)

島しょ診療所(能古診療所)

V 収支予算書 (令和2年度)

< 収 入 >

(単位:千円)

| 項 目 | 予 算 額 | 内 訳 等 | |
|-----------|-------|-------|--|
| 福岡市からの委託料 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

< 支 出 >

(単位:千円)

| 項 目 | 予 算 額 | 内 訳 等 | |
|-----------|-------|----------|--|
| 職員等人件費 | | 医師 | |
| | | 歯科医師 | |
| | | 看護師 | |
| | | 歯科衛生士 | |
| | | 事務職員 | |
| | | その他 | |
| 保守等委託料 | | 清掃業務 | |
| | | 警備委託 | |
| | | 産業廃棄物処理 | |
| | | 設備保守 | |
| | | その他 | |
| 管理経費 | | 電話料 | |
| | | 光熱水費 | |
| | | その他 | |
| | 300 | 施設修繕料 | |
| 業務経費 | | 保険, 健康診断 | |
| | | 機器リース代 | |
| | | 印刷消耗品費 | |
| | | その他 | |
| | 300 | 備品購入費 | |
| 診療報酬請求事務費 | | | |
| 医薬材料費 | | | |
| 小 計 | | | |
| 消 費 税 | | | |
| 合 計 | | | |

* 施設修繕料, 備品購入費は必ず30万円を予算化してください。

施 設 見 学 会 参 加 申 込 書
福岡市立島しょ診療所 能古診療所

下記のとおり、施設見学会に参加します。

所 在 地 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

| | |
|--------------|--|
| 参加者氏名 | |
| 連絡先 T E L | |
| 連絡先 F A X | |
| 連絡先 E - Mail | |

※参加者は2名以内でお願いします。

※施設見学会を希望される場合は、令和元年7月26日（火）17時までにお申し込みください。（必着）

※期日までに見学会の参加申込みがない場合は、見学会を中止します。

申込方法 郵送か F A X もしくは電子メールにてお申し込みください。

申 込 先 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
福岡市 保健福祉局 地域医療課 担当 井寺

T E L (092) 711-4892

F A X (092) 733-5535

e-mail : chiikiiryu.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市立島しょ診療所 能古診療所 指定管理者 施設見学会

日 時 令和元年8月2日（金）午前9時30分から

場 所 福岡市立能古診療所

福岡市西区能古725-2

（能古診療所 TEL 092-881-0734）

保健福祉局 地域医療課（井寺） 行
F A X 7 3 3 - 5 5 3 5

質 問 書
福岡市立島しょ診療所 能古診療所

年 月 日

| | | | |
|-------|--------|-----|--|
| 団 体 名 | | | |
| 担当者名 | | TEL | |
| 回答送付先 | 住 所 | 〒 | |
| | F A X | | |
| | E-Mail | | |

質 問 事 項

| |
|--|
| |
|--|